

平成 30 年度就実大学コンプライアンス及び研究倫理教育研修会

研究倫理理解度チェック

所属： \_\_\_\_\_ 学科 氏名： \_\_\_\_\_

以下の文章について、正しいものに○、誤っているものに×をつけてください。(立命館大学の「研究倫理理解度チェックテスト」より [http://www.ritsumei.ac.jp/research/member/study\\_ethic/se01.html/](http://www.ritsumei.ac.jp/research/member/study_ethic/se01.html/))

1. 科学研究は、科学者同士がお互いの研究に対して信頼できるということが前提で成り立っています。このため、科学者には誠実さをもって研究の立案・計画・申請・実施・報告にあたるのが求められます。科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得ますが、同時に、論文の内容について責任を負っています。
2. 科学研究の不正行為はあってはならないものであり、科学者は、責任ある研究を実施し不正行為を防止できるような、公正を尊ぶ環境の確立と維持に向けて貢献することも自分の重要な責務の一つであることを自覚しなければなりません。よって、科学者コミュニティ、所属組織、自らの研究室などにおいて、誠実な研究活動のための研究環境の質的向上と教育啓発に、できる範囲で取り組む程度で十分といえます。
3. 研究計画を立案するにあたって、最初に考えなくてはならないことは、「何のための研究」であるのかということです。もちろん、科学者の知的な好奇心が、すべての研究活動の根底にあるのですが、特に現代においては、研究から生み出された知識や技術は、どのような分野のものでも、社会や環境に影響を与える可能性を持っています。
4. 計画する研究が、修士や博士などの学位取得のためのものであれ、国際的な大規模プロジェクトのようなものであれ、研究には科学的な妥当性が必要です。研究の科学的な妥当性や独創性などを確認するためには、先行研究を入念に調査・分析することはあまり重要ではなく、関連する学協会が定める倫理綱領・行動規範などと、自分が計画している研究の目的に整合性があるかどうかを見定めることの方が重要です。
5. 研究の自由において、「守るべきもの」とは、どのようなものでしょうか。一言でいえば、科学は、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献することが望まれており研究ではこれらの価値を守ることが期待されています。社会の安全を脅かすような研究を計画することは許されないのです。
6. 被験者が意思決定を行うことができるように十分な説明に必要な情報が開示されていなければならないわけですがここでの情報には「研究の手順・手法、目的、リスクと予想される利益、(治療が伴う場合)他の方法の可能性、被験者がいつでも質問をしたり、参加を取りやめることができることを明記する文章」に加えて、被験者を選ぶ方法は望ましいが、研究の責任者に関する情報を含めることは望ましくないとされています。

7. 科学研究と産業が密接に連携する今日の社会において、科学者は複数の役割を担う状況が生まれています。例えば、大学に正規のポストを持ちながら、企業のコンサルタントを務める、あるいは自ら起業し経営者としての顔を持つ科学者もいるでしょう。これらの複数の役割の間で、経済面での利益や損失などの利害関係が生じるとき、科学にとって最も重要な価値である「客観性」に影響を与えたりあるいは影響を与えるとみなされる状態を生むことがあります。これを「利益相反(conflict of interest)」状態と呼びます。
8. 被験者が意思決定を行うことができるように十分な説明に必要な情報が開示されていなければならないわけですがここでの情報には「研究の手順・手法、目的、リスクと予想される利益、(治療が伴う場合)他の方法の可能性、被験者がいつでも質問をしたり、参加を取りやめることができることを明記する文章」に加えて、被験者を選ぶ方法は望ましいが、研究の責任者に関する情報を含めることは望ましくないとされています。
9. いわゆる「個人情報保護法」では、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう」と定義されています。具体的には、氏名、性別、生年月日等、それによって、個人を識別できるような情報だけでなく、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報」のことを指します。
10. データとは、理性的な推論のために使われる、事実に基づくあらゆる種類の情報」です。研究におけるデータの重要性は自明であり、データがなければ、研究は成立しません。領域によって何をデータとするかは異なります。例えば、歴史学では、印刷物や書物だけではなく、手書きの手紙や関連する事物など種類豊富なデータが存在します。社会学や人類学ではアンケートの結果が重要であり、インタビュー記録などは参考程度のデータの扱いです。実証的な科学の世界では、自然現象を観察したり、実験を行うことにより得られた測定データや画像データなどがあります。
11. 日本だけでなく、世界各国で共通に研究不正にあたる行為として定義されているのは、捏造、改ざんおよび盗用であり、しばしば、fabrication (捏造)、falsification (改ざん)、plagiarism (盗用)のそれぞれの頭文字をとって、FFPと呼ばれます。アメリカ連邦規則でもこの三つが研究不正の定義として採用されています。しかし、国際的にはFFPのみが研究不正ではなく、さまざまな逸脱行動を問題にする傾向にあります。「研究公正に関する欧州行動規範」では、利益を説明しないこと、守秘義務違反、インフォームド・コンセントの欠落、被験者の虐待や材料の乱用のような明確な倫理的かつ法的必要条件からの逸脱、不正の隠蔽の試み、告発者に対する報復も挙げられています。
12. 科学者の享有する学問・研究の自由(「日本国憲法」第 23 条)は、社会から付託されているものではありませんが、社会の信頼を前提として成り立つものです。科学者の研究成果の発表は次の研究の土台となるだけでなく、人類の知識を深め、文字となった論文や報告は世代を越えて継承される財産となりますが、それに加えて現代の科学者には、人間社会の健全な議論と発展のために、社会の求めに応じて多様な知識や意見を発信することが一層求められています。